平成２１年（フ）第２８４号
埼玉県深谷市小前田2461番地８
債務者　福井　一仁
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６３号
神奈川県座間市相模が丘１丁目39番21号コーポ若林101号
債務者　三山　　博
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４９３２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目５番３―109号
債務者　川本　哲正
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３３号
大阪府河内長野市原町４丁目８番１―401号
債務者　澤田　芳昭
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５号
三重県松阪市末広町２丁目200番地　エスペラント末広304号
債務者　橋本　　治
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３７４号
茨城県小美玉市堅倉1709、住民票上の住所茨城県鉾田市箕輪1483番地10
債務者　大井　恒彌
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　敏博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５９号
和歌山市杭ノ瀬145番地の11、住民票上の住所和歌山市楠見中181番地の８
債務者　山本　耕次
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２５８号
埼玉県深谷市西大沼250番地１
債務者　飯塚　利征
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　昭男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７０号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2811番地11
債務者　小山　良子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　猛美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１６号
長崎県諫早市宇都町16番44―402号、前住所長崎県島原市白土町1141番地１
債務者　竹中　久美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１８１４号
横浜市南区六ツ川２丁目55番地８　日進コーポＢ２
債務者　高橋　順一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　邦生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第２７３号
奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の１ル・ソレイユ結崎209号
債務者　井上　義則
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第５１３号
奈良県磯城郡川西町大字結崎211番地の２
債務者　廣嶋　明司
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第５５５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地34―403
債務者　三宅　　毅
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
奈良県大和高田市田井新町８番41号
債務者　門田明日香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
奈良県葛城市尺土42番地２　泉マンション203号、従前の住所奈良県大和高田市大字神楽254番地の６
債務者　川口　博子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
奈良県磯城郡川西町大字下永451番地の４
債務者　岡本真生子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
奈良県桜井市大字外山769番地、申立時の住所奈良県橿原市土橋町237番地の60
債務者　三宅　達也
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係